

学校法人順正学園役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人順正学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前2号以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、退職手当、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、就業規則第4章給与及び退職金給与内規に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員に対しては、報酬及び退職手当を支給する。
- (3) 評議員に対しては、報酬を支給する。

(役員の報酬額)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 前項の報酬額を変更する場合は、理事会において決定するものとし、変更しない場合は、前項で決めた金額が据え置かれるものとし、理事会の決議を要しない。
- 3 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。
- 4 役員が退任し又は解任された場合は、前月（その日が月の末日のときは、その日の属する月）までの報酬を支給する。
- 5 役員の報酬額は、別表第1から算定した報酬月額に在任期間（月数）を乗じて計算する。

(役員の退職手当)

第5条 役員に対する退職手当の算定方法は、別表1から算定した報酬月額に在任期間を乗じて得た額に、別表2に定める率を乗じて得た額とし、算定方法及び別表の数字の変更は

理事会において決定する。

- 2 前項の在任期間は、役員として就任してから退任するまでの月数で1か月単位とし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 3 役員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退職手当を支給することとし、第6条第2号ただし書きに定める場合は、その者に退職手当を支給することができる。
- 4 退職手当の額は、本条第1項から第3項により理事長が決定する。
- 5 役員が死亡により退任した場合の退職手当は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

(役員の報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 6月、12月及び3月に開催する理事会
 - (2) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任したとき
ただし、実際に退任していない場合においても、分掌変更等により役員としての地位や職務の内容が激変した場合には、当該分掌変更等の前における役員であった勤続期間に係る退職手当を在任中に支払うことができる。また、別に定める役員の退職手当前払い規程により、役員から申し出があった場合には、在任中に退職手当の一部を前払いすることができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(評議員の報酬)

第7条 評議員に対する報酬は別表3のとおりとする。

(評議員の報酬の支給方法)

- 第8条 評議員に対する報酬の支給時期は、6月及び12月に開催する評議員会とする。
- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第9条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、役員等旅費規程に定めるとおりとする。
- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(備置き及び閲覧)

第10条 学園は、この規程を、事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由

がある場合を除いて、閲覧に供しなければならない。

(公表)

第11条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、理事会承認の日（令和2年12月18日）から施行する。

附 則 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第1号及び評議員の報酬に関する規定は、令和7年度定時評議員会の終結の時から施行する。

令和7年5月28日開催の令和7年度第1回理事会において、この規程の内容に変更がないことを確認した。

別表第1（第4条第1項関係）

役 職	報酬の額
(1) 理 事 長	年額 100～200万円
(2) 理 事	年額 50～90万円
(3) 監 事	年額 30～160万円

別表第2（第5条第1項関係）

役 職	率
(1) 理 事 長	50／100
(2) 常 勤の理事	30／100
(3) 非常勤の理事	10／100
(4) 常 勤の監事	25／100
(5) 非常勤の監事	8／100

別表第3（第7条関係）

役 職	報酬の額
評 議 員	年額 10万円